

「ゼロ災55」無災害運動

運動期間 令和7年11月7日(金)～12月31日(水)の55日間

【令和7年度スローガン】

それ危険 注意し合える安全職場
みんなで築くゼロ災55

※本スローガンは (株) 明治製作所 門木勇輔 氏の作品です。

令和7年度(第37回)「ゼロ災55」無災害運動実施要綱 (抄)

ゼロ災55「6つの柱」

- ・ 墜落・転落災害防止対策の推進
- ・ 転倒や腰痛を含む行動災害防止対策の推進
- ・ はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・ 交通労働災害防止対策の推進
- ・ エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進
- ・ 健康確保対策の推進

災害防止団体等の実施事項

- ・ 本運動の広報
- ・ 関係事業場への実施事項の周知
- ・ 事業場の実施事項に関する指導援助
- ・ 関係事業場に対する安全衛生パトロールの実施
- ・ 安全衛生教育の実施促進

労働局・労働基準監督署の実施事項

- ・ 本運動の広報
- ・ 安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- ・ 労働災害防止団体等が行う災害防止活動に対する指導援助

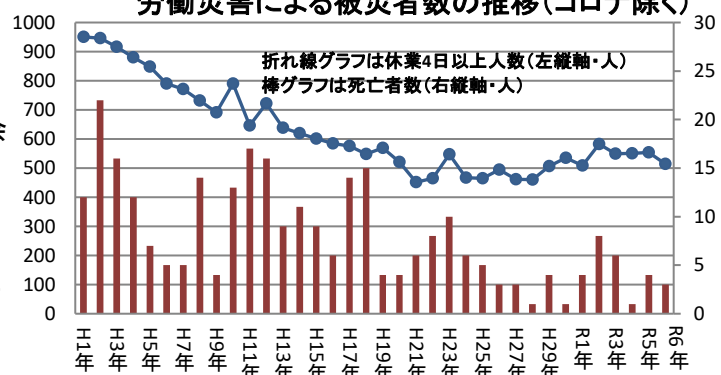
事業場の実施事項

- ・ 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ・ 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- ・ 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- ・ 安全「見える化」ととり運動への取組の実施
- ・ 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・ 5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・ 建設機械、荷役運搬機械を用いた作業における作業計画の作成と労働者への周知
- ・ 積雪・凍結時における転倒災害防止等安全対策の徹底
- ・ 定常・非常作業における作業手順見直し
- ・ 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・ 高齢労働者の特性や、健康・体力の状況に配慮・対応した職場環境の改善
- ・ 効果的な安全衛生教育の実施
- ・ 心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- ・ 健康診断と事後措置の実施
- ・ 長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- ・ 年末年始無災害運動の推進大会等の実施

主唱：鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

協賛：鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県採石協会
建設荷役車両安全技術協会 鳥取県支部
労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センター
日本労働安全衛生コンサルタント会 鳥取支部
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議

労働災害による被災者数の推移(コロナ除く)



ゼロ災55「6つの柱」

1 墜落・転落災害防止対策の推進

令和6年に発生した休業4日以上労働災害のうち新型コロナウイルス感染症によるものを除くもの（以下「死傷者数」といいます。）のうち墜落・転落災害は100人で死傷者数全体の19.5%を占め、転倒災害に次いで多く発生しました。業種別では建設業が最も多く、続いて運輸交通業、製造業及び商業の順で多くなりました。

また、起因物についてみると、「その他の装置」が最も多く、次いで「仮設物・建築物・構築物」、「物上げ装置・運搬機械」と続きます。具体的には「その他の装置」は、はしご・脚立が、「仮設物・建築物・構築物」は階段が半分強を、「物上げ装置・運搬機械」はトラックが大部分を占めています。

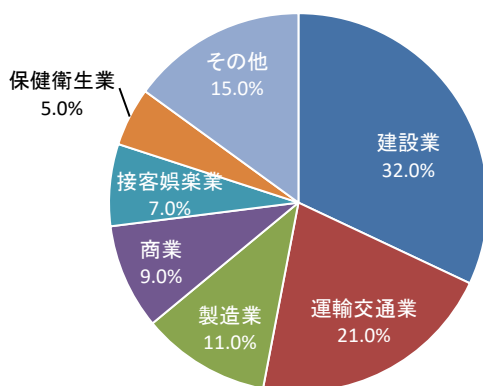
【墜落・転落災害防止対策】

皆様に積極的に取り組んでいただきたいこと

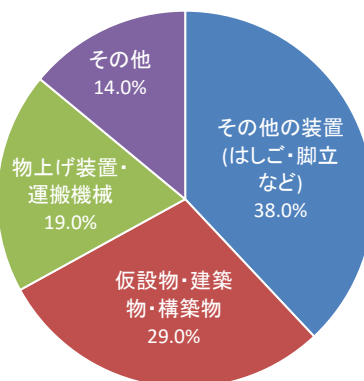
- ・ 墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止用器具の確実な使用
- ・ はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- ・ 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施
- ・ 墜落・転落のおそれのある作業での保護帽の着用の徹底
- ・ トラック荷台からの墜落・転落防止対策の徹底



業種別の割合



起因物別の割合



2 転倒や腰痛を含む行動災害防止対策の推進

令和6年における死傷者数のうち「転倒」によるものは145人で、死傷者数全体の28.2%を占めています。また、平成26年に比べて18.9%の増加となっています。

同様に「動作の反動・無理な動作(腰痛、ねんざ等)」によるものは59人で、死傷者数全体の11.5%を占めており、平成26年と比べて47.5%の増加となっています。

皆様に積極的に取り組んでいただきたいこと

【転倒予防対策】

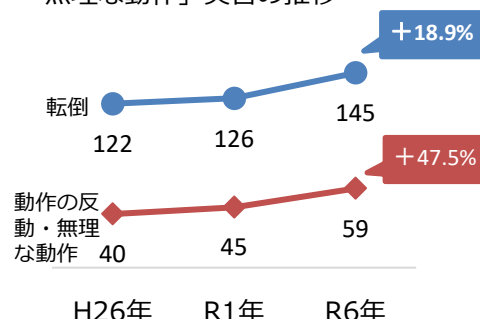
- ・ 「4S（整理、整頓、清掃、清潔）」の実施や「転倒しにくい作業方法」の実践
- ・ 転倒災害のない職場づくりに努めましょう

【腰痛予防対策】

- ・ 多種多様な発生要因によるリスクに応じた「作業管理」「作業環境管理」「健康管理」「労働衛生教育」の総合的かつ継続的な実施



「転倒」災害、「動作の反動・無理な動作」災害の推移



「転倒予防・腰痛予防の取組」(厚生労働省HP)はこちらから⇒



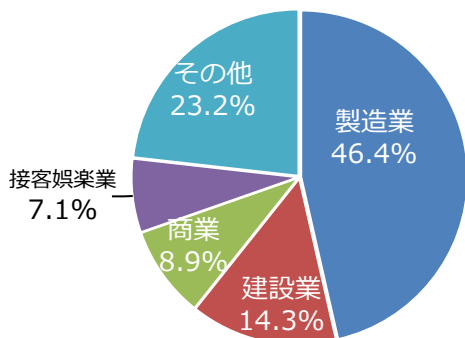
3 はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

令和6年における死傷者数のうち「はさまれ・巻き込まれ」によるものは56人で、死傷者数全体の10.9%を占めました。

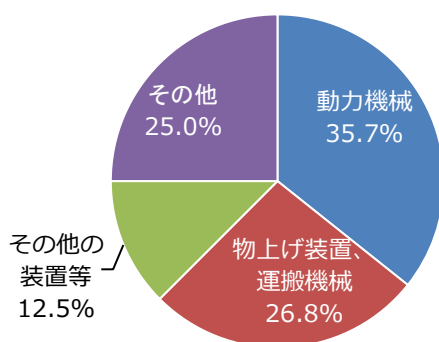
業種別では製造業が最多で、はさまれ・巻き込まれ災害の46.4%を占めました。また、起因物別では、加工機械、建設機械などの「動力機械」が35.7%、コンベア、フォークリフトなどの「物上げ装置、運搬機械」が26.8%を占めました。

災害防止対策として、機械の回転部等へのカバーの設置、自動運転の機械の可動部への立入禁止、回転部分や刃部を清掃する際の機械停止の励行・徹底、共同作業時の合図の徹底、運転者・操作者からの死角の安全確認等により作業を行う必要があります。

業種別の割合



起因物別の割合



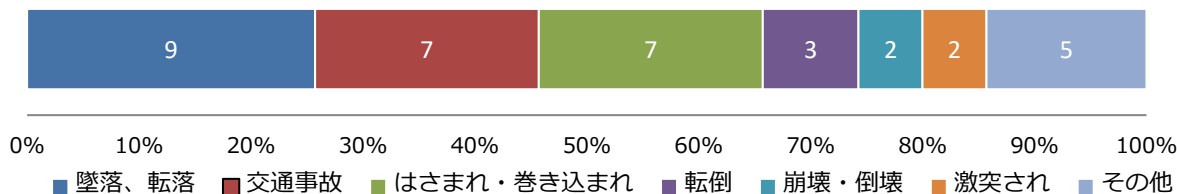
4 交通労働災害防止対策の推進

令和6年における死傷者数のうち「交通事故」によるものは20人（内、死亡者1）で死傷者数全体の3.9%を占めました。運輸交通業および商業で6人（30.0%）が最も多く、次いで製造業2人となりました。配送・運搬・送迎など主に自動車等を使用する業種で発生しています。また、過去10年間（平成27年～令和6年）の死亡労働災害を事故の型別で分類すると、交通事故が7人（20.0%）で、墜落・転落に次ぎ多く発生しています。

交通労働災害の防止のためには、組織的に安全運転、交通法規の遵守等の気運を高めるための取組が重要です。

※「交通労働災害防止のためのガイドライン」では、・安全衛生管理体制の確立・適正な労働時間管理・安全教育の実施・安全意識の高揚対策の実施などを求めています。

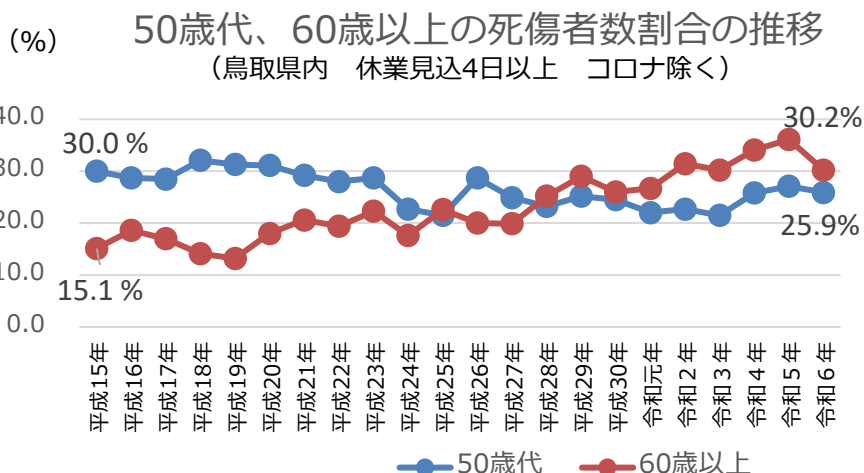
過去10年間の死亡災害の事故の型別割合（数字は人数）



5 エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進

鳥取県内の事業場から提出される労働者死傷病報告の集計結果によると、労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は近年増加傾向にあり、令和6年においては30.2%となり、平成15年の15.1%から15.1ポイント増加しています。

労働安全衛生法の改正により、高年齢労働者の労働災害防止を図るため、必要な措置を講ずることが努力義務となります。（R8.4.1施行）



【エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）について】

このガイドラインは高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場において、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものとなっており、事業者に対して、①安全衛生管理体制の確立、②身体機能の低下を補う設備・装置の導入等職場環境の改善、③高齢労働者の健康や体力の状況の把握、④高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応、⑤安全衛生教育の実施を求めています。また、労働者に対しては、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、健康や体力の維持管理、定期健康診断や特定健康診査の受診、食習慣や食行動の改善などを求めています。

厚生労働省HPでは、ガイドラインの詳細のほか、補助金、セミナーなどの情報も掲載していますので、ご確認ください。



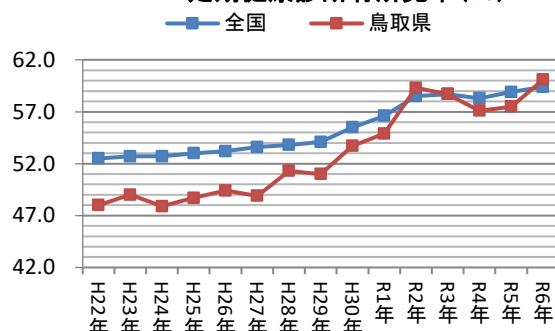
6 健康確保対策の推進

労働安全衛生法では、事業者は常時使用する労働者を雇い入れる際に「雇入れ時の健康診断」を、また雇入れ後は1年以内ごとに1回、有害業務等一定の業務に従事する労働者には6月以内ごとに1回、「健康診断」を行うこととされています。鳥取県内の定期健康診断有所見率は令和6年では60.1%でした。

健康診断実施後の措置をお願いします。

- ① 健康診断の結果、所見がある労働者については、健康保持に必要な措置について医師の意見を聴き、その意見を健康診断個人票に記載すること
- ② 事業者は医師の意見を勘案し、必要がある場合は、労働者の意向を踏まえた上で、作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講ずること
- ③ 健康診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努めること

定期健康診断有所見率(%)



労働安全衛生法の改正により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務付けられます。(R7.5.14から3年以内に施行)

安全「見える化」とっとり運動

安全の「見える化」は、職場に潜む危険や安全衛生情報を写真や注意書きなどにより「目に見える形」にする効果的な安全衛生活動の取組です。

①危険を防止するための「見える化」

見えない危険を絵や文字で「見える化」することで、現場の労働者の自らの気づきを促します。



階段下り口の表示



積上げ高さの制限



②安全衛生情報の「見える化」

ルールなどの情報を「見える化」することで、作業を安全で合理的に行うことができます。



安全通路の明示

③安全衛生活動の「見える化」

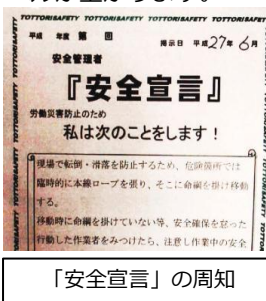
安全衛生活動を「見える化」することで、安全衛生レベルが上がります。



禁止事項の掲示



機械設備に貼られた注意事項



「安全宣言」の周知



5Sの徹底の呼びかけ